

松戸市議会基本条例の一部を改正する条例

松戸市議会基本条例（平成20年松戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「基本計画（市の基本構想の実現のために必要な施策を体系的に整理したものをいう。）」を「本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びその実現のために必要な施策を体系的に整理した基本計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年6月26日